

合板研磨機から押し出された
合板に首を挟まる

業種：合板製造業
被災：死亡 1 名

労働省安全課

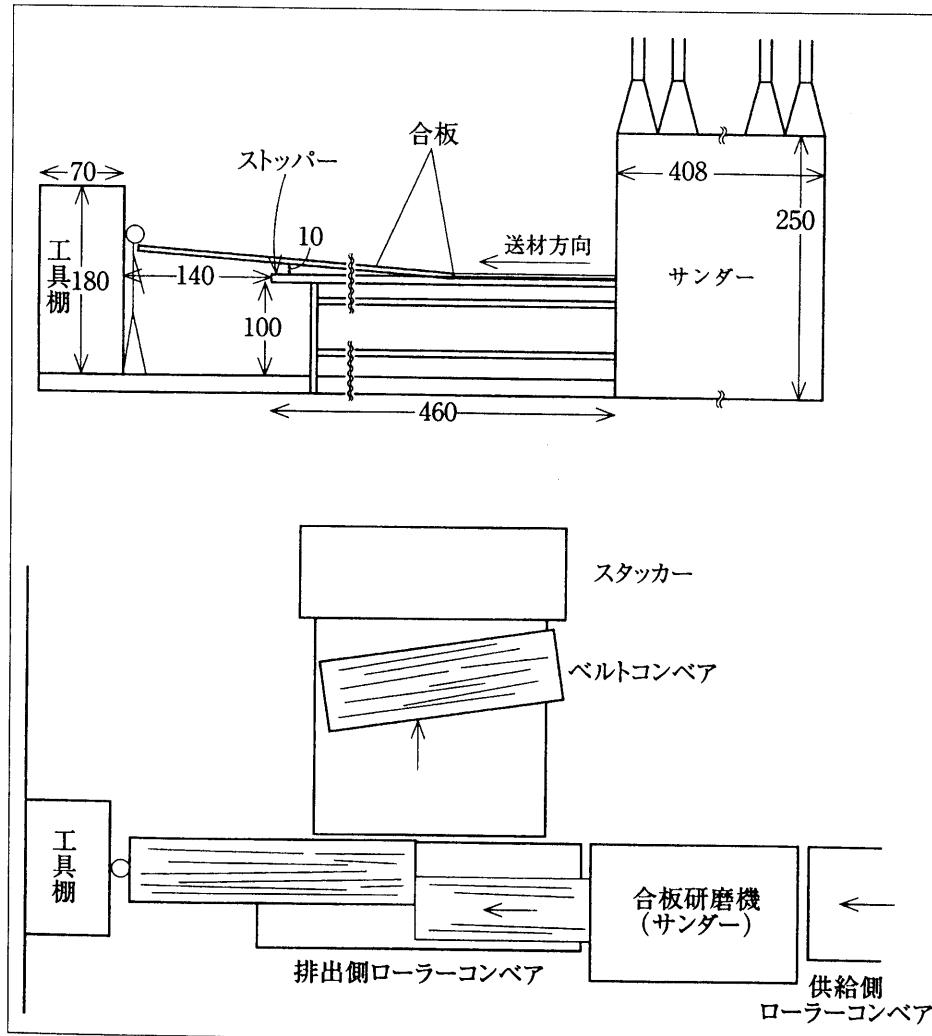
1. 災害発生状況

災害発生事業場は、原木から合板の製造までを行いフローリング板等の合板を製造している労働者数100人規模の事業場である。

災害は合板の上下面を研磨加工するラインで発生した。このラインは合板研磨機(サンダー), ローラーコンベア, ベルトコンベア及びスタッカーカーから構成され, 研磨される合板は, ローラーコンベ

アを経てサンダーに供給され、研磨が済んだ合板は排出側に設けられたローラーコンベア及びベルトコンベアによって搬送され、スタッカーに積み上げられるようになっていた。

災害発生当時、研磨された合板2,3枚がスタッフに積まれず、ベルトコンベア上に斜めに止まっていたため、これらを取り除こうと、副班長がラインの一部である供給機とローラーコンベア、



灾害事例

ベルトコンベアを停止させた。

このとき、被災者はサンダーの周辺にいて、サンダーにより研磨された合板1枚（4メートル×1.2メートル）が排出側のローラーコンベア上に残っているのを認めたため、当日はサンダーの作業担当ではなかったものの、この残された合板を取り除こうと、ローラーコンベアの端部に設けている高さ10センチのストップバーと同程度の高さまでこれを持ち上げた。ところが、サンダーは停止していなかったため、サンダー内に残っていた研磨済みの合板が排出されてきて被災者が持ち上げた合板を押し出し、被災者は逃げようとしたものの合板と背後の工具棚の間に首を挟まれた。

これに気づいた付近の労働者がサンダーを停止させ、被災者を救出し病院に搬送したが死亡した。

なお、被災した場所は、床面には「立ち止まり禁止」と表示されていたが、作業のために通路として使用せざるを得ない場所であった。

2. 災害発生原因

- ① ローラーコンベアにより搬送された合板の走行方向の延長線上の防護設備が高さ10セン

チのストッパーのみで、飛来防止の設備として十分なものでなかったこと。

- ② サンダーから排出される合板によって挟まるおそれがある場所を通路として使用していたこと。
 - ③ 非常にラインの全機械の運転を停止しなかつたこと。またサンダーに非常停止装置が備えられていなかったこと。

3. 再発防止対策

同種災害の防止のためには、木材加工用機械そのものの安全化を図ったうえで、作業の安全を徹底することが重要である。

- ① ストップバーを高い棚にする等の合板が飛び出すことを防止する適切な設備を設けること。
 - ② 合板の飛来等によって労働者に危険を及ぼすしそがある場所に労働者を立入らせないこと。立入禁止とするか、それができない場合、渡り桟橋等を設け、危険の防止を図ること。
 - ③ 非常にラインの全機械を停止することができる非常停止装置を備えること。

EDC（二塩化エタン）設備の定期修理工事における酸素欠乏症

業種：設備工事業

被 災：休業 1 名

勞動省勞動衛生課

1. 災害発生状況

本災害は、EDC 設備（塩素とエチレンにより EDC（二塩化エタン）を製造する設備）の定期修理工事において、EDC 反応器の下部に接続している循環配管（直径50cm× 5 m）の一部を切断してできた切込み口（長さ32.5cm）に新たに短管を取り付けて塞ぐ前に、循環配管内に工具・ボルト等が残されていないかの確認をしようと、被災者が切込み口から反応器に向かって配管内部に約130

cmほど入ったところで、配管内に滞留していた窒素が空気と置換して生じていた酸素欠乏空気を吸入して被災したものである。

当該工事は、A 化学工業㈱から B 工事㈱が請負って、A 化学工業㈱所有の EDC 反応器の塩素及びエチレンの挿入管等の点検補修を行った後、循環配管の一部を切断して、その切込み口に短管を取り付けるものであった。

災害発生当日の午前11時頃、循環配管の一部を